

酒田市公式ホームページ有料広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、酒田市公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載できない広告)

第3条 広告は、次の各号いずれにも該当しない場合に限り、掲載することができるものとする。

- (1) 広告の趣旨から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
- (2) 風紀上好ましくないとと思われる表現のあるもの
- (3) 風俗営業に関するものなど、風紀上好ましくないとと思われる施設の営業又は従業員募集広告
- (4) 求縁、男女交際等を目的としたもので、利用者に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (5) 脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆又は誘発するおそれのあるもの
- (6) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (7) 目的が詐欺的なもの、又は正当な取引とは認められないもの
- (8) 利用者が誤認するような紛らわしいもの
- (9) 他人の名誉や人権を傷つけ、又は不利益を与えるおそれがあるもの
- (10) 表現が虚偽、又は誇大で事実と異なるもの
- (11) 内容が利用者に実害を及ぼし、又は不利益を与えるおそれがあるもの
- (12) 法令の規定に違反するもの
- (13) 行政の信用や執行に支障を来すもの
- (14) 特定の個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの
- (15) 政治問題の主義主張を内容とするもの
- (16) 特定の宗教を内容とするもの
- (17) 政治団体、宗教団体、暴力団、暴力団の構成員若しくはこれに準ずる者、市税等市に対し納付義務があるものについて滞納している者、本市が行う指名競争入札において入札の参加を本市が停止しているもの等本市が適当でないと認める者が広告主であるもの
- (18) その他市長が不適當と認めるもの

(広告掲載の申込み等)

第4条 広告掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する日までに、酒田市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)及びバナー広告のデータを市長に提出するものとする。

2 広告掲載の申込期間は、年度毎に原則1月単位とする。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(広告の掲載箇所、掲載料及び規格)

第5条 広告の掲載箇所、掲載料及び規格は、次の表のとおりとする。

掲載箇所	ホームページトップページの指定された範囲内
掲載料	1 枠につき 1 か月 10,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
規格 (1 枠)	サイズ 横 180 ピクセル × 縦 60 ピクセル 形式 GIF 又は JPEG

2 広告掲載料は、広告掲載の許可日から市長の指定する期日までに市の発行する納付書により一括納付しなければならない。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集 (以下「募集」という。) は、ホームページ及び市広報「私の街さかた」において行うものとする。

2 募集は、広告掲載をする箇所を新たに設置したとき又は広告掲載をする箇所に空きが生じたときに行うものとする。

3 市長は、募集を行うに当たって、必要に応じ、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をするものとする。

(広告選考委員会)

第7条 広告掲載の適否の審査等は、ホームページ広告選考委員会で行うものとする。

2 広告選考委員会の委員は、総務課長、市長公室長、納税課長、契約検査課長、まちづくり推進課長、及び商工港湾課長で構成し、市長公室長が議長となる。

(選考方法)

第8条 広告掲載の選考方法は、第3条の規定に基づき広告の内容、デザイン等 (リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という。) について審査し、その掲載枠を超える広告主があった場合は、原則として抽選により選考するものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、広告掲載を許可した場合は、広告掲載許可通知書 (様式第2号) により、速やかに広告主に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載を許可した広告主が広告掲載料を納付したことを確認した後に広告掲載をするものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の許可の取消し)

第10条 市長は、次に掲げるときには、広告掲載の許可を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき
- (2) 市長が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) リンク先の内容等が第3条各号のいずれかに該当することになったとき
- (4) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、次に掲げる場合を除き、返還しない。

- (1) 市の都合により広告掲載の許可が取り消されたとき
- (2) その他市長が特に認めたとき

2 返還する広告掲載料は、掲載できなかつた日数に相当する料金を日額計算により返還するものとし、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第13条 広告掲載期間内に、本市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責任)

第14条 広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は被害の申立て若しくは損害賠償の請求があつたときは、自らの責任で解決しなければならない。

(広告のデザインの変更)

第15条 広告主は、広告の掲載後（この項の規定によりデザインの変更を行った場合にあつては、当該変更後）1ヶ月が経過したときは、広告のデザインを変更することができる。

2 広告主は、広告のデザインを変更しようとするときは、変更しようとする日の1週間前までに市長に申し出るものとする。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の1週間前までに市長に申し出るものとする。

(委任)

第17条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年3月1日から施行する。